

横浜市一時保育事業実施要綱

制 定 平成 20 年 3 月 27 日 こ保運第 2660 号（副市長決裁）
最近改正 令和 7 年 3 月 31 日 こ保運第 1683 号（局長決裁）

第一章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、保育所の利用要件に満たない児童が保育を要する場合に、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項に基づく特定教育・保育施設及び第 43 条第 1 項に基づく特定地域型保育事業者（以下「保育所等」という。ただし、特定教育・保育施設のうち幼稚園、特定地域型保育事業者のうち居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を除く。）において当該児童を保育するために実施される一時保育事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第 2 条 この事業の実施主体は、保育所等を経営する者（以下「事業実施者」という。）とする。

第二章 一般型事業実施

（事業の種類及び内容）

第 3 条 一般型事業内容は次のとおりとする。

（1）非定型的保育（就労支援保育）

事業を利用する児童の保護者等（以下「保護者」という。）の就労等により、一定程度の日時について、家庭における保育が断続的に困難となる児童を保育する事業

（2）緊急保育

保護者の傷病入院、災害事故、冠婚葬祭等のやむを得ない事由により、緊急一時的に保育を必要とする児童を保育する事業

（3）リフレッシュ保育（その他の理由による保育）

育児等に伴う保護者の心理的肉体的負担の解消を図るため、又は緊急性を伴わないその他の理由により、一時的に保育が必要となる児童を保育する事業

- 2 事業実施者は、原則として前項各号に掲げる事業内容の全てを実施するものとする。ただし、地域状況や利用状況等の理由により、その事業内容を実施してもその効果が見込めないような場合には、一つ又は複数の事業内容を選択し、実施することができる。
- 3 前項ただし書きの場合は、事業実施者は、本要綱第 9 条又は第 10 条に規定する届出により、あらかじめ当該保育所等の所在する区の区長（以下「区長」という。）に届け出なければならない。

（対象児童）

第 4 条 事業の対象児童は保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び横浜保育室を利用していない児童であって、次の各号に該当する 0 歳から就学前（就学猶予中の場合を含む。）の児童とする。ただし、出産や介護等により、一時的に里帰りする場合の利用は可能とする。また、家庭的保育事業を利用している児

童であって、かつ利用している家庭的保育事業者が休業する際に代替保育ができない場合又は保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業及び横浜保育室を利用中の児童であって、利用施設の休園等やむを得ない事由により保育の提供を受けることができない場合は、緊急保育を利用することを可能とする。

(1) 非定型的保育（就労支援保育）

保護者の就労等により、一定程度の日時について、家庭における保育が断続的に困難となる児童

(2) 緊急保育

保護者の傷病入院、災害事故、冠婚葬祭等のやむを得ない事由により、緊急一時的に保育を必要とする児童

(3) リフレッシュ保育（その他の理由による保育）

育児等に伴う保護者の心理的肉体的負担の解消を図るため、又は緊急性を伴わないその他の理由により、一時的に保育が必要となる児童

2 居宅訪問型保育事業を利用している児童については、前項各号に定める全ての保育について利用できるものとする。

3 児童の年齢は、当該年度の初日の前日における満年齢とし、年度途中で誕生日を迎えても変更しないものとする。

4 横浜市から助成金又は補助金の交付を受けている他の預かり保育事業の対象児童は、その預かり保育時間内において、事業の対象外とする。ただし他の預かり保育事業が実施できない正当な理由がある場合は、事業の対象とする。

(実施の要件)

第5条 事業を実施する保育所等（以下「実施施設」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 社会福祉法人等が設置する、横浜市に所在する保育所等であること。

(2) 事業専用保育室（概ね 30 ㎡）を確保していること。ただし、入所児童の保育室面積と重複しない事業専用の保育室面積を確保している場合には、専用の部屋を設けなくても差し支えない。

(3) 一時保育事業の利用定員枠を設けていること。

(4) 事業実施者が社会福祉法人の場合は、当該事業を定款に明記していること。ただし非定型的保育のみ実施の場合は除く。

(事業の実施日及び受入年次)

第6条 事業の実施日は、原則として実施施設の開所日と同一とする。ただし、地域状況や利用状況等の理由により、事業を実施しても利用が見込めないなどの場合は、事業の実施を要しない日を設けることができる。

2 前項ただし書きの場合は、事業実施者は、本要綱第9条又は第10条に規定する届出により、あらかじめ区長に届け出なければならない。

3 受け入れる児童の年齢においては、原則として、実施施設の受入年齢の範囲とする。ただし、当該受入年齢に係る一時保育の安全管理マニュアルを作成するなど、安全体制を整えた場合は、受入年次の範囲を超えて預かることができる。

(事業の実施時間及び時間外保育)

第7条 事業の実施時間は、保護者の利便性等を考慮したうえで、実施施設における開所

時間のなかで、事業実施者が設定する。

- 2 前項の実施時間は、原則11時間以上とする。ただし、地域状況や利用状況等の理由により、実施しても利用が見込めないなど相当の理由がある場合には、8時間以上11時間未満の実施時間を設定することができる。
- 3 事業実施者は、第9条に規定する横浜市一時保育事業実施届（第1号様式）に記載した実施時間を超える時間帯について、時間外保育を設定することができる。
- 4 「夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された夜間保育所においては、午後10時以降午前7時までの時間帯について、夜間一時保育時間を設定することができる。

（保育期間）

- 第8条 保育期間は第3条第1項各号の合計が、1月あたり120時間を超えて預けることはできない。
- 2 前項に定める保育期間を超えて保育を行う必要がある場合は、事業実施者は、区長に口頭又は書面で報告し、承認を得ること。

（事業の開始）

- 第9条 新たな事業実施者は、事業を開始しようとする月の前月10日までに、横浜市一時保育事業実施届（第1号様式）により、区長に届け出なければならない。

（事業実施内容の変更）

- 第10条 事業実施者は、事業の実施内容を変更する場合は、実施内容を変更しようとする月の前月10日までに、横浜市一時保育事業実施内容変更届（第2号様式）により、区長に届け出なければならない。

（事業の休止、再開）

- 第11条 事業実施者は、事業の実施が困難な場合、事業を休止しようとする月の前月10日までに、横浜市一時保育事業休止届（第3号様式）により、区長に届け出ること、一定の期間、事業を休止することができる。
- 2 事業を休止するにあたっては、事前に保護者へ周知し、保護者の不都合とならないよう十分に配慮すること。
 - 3 事業実施者は、事業を再開する場合、事業を再開しようとする月の前月10日までに、横浜市一時保育事業再開届（第4号様式）により、区長に届け出なければならない。

（事業の廃止）

- 第12条 事業実施者は、事業を廃止しようとする場合は、事業を廃止しようとする月の前月10日までに、横浜市一時保育事業廃止届（第5号様式）により、区長に届け出なければならない。
- 2 区長は、利用が一定期間なく今後も利用が見込まれない等、事業廃止による影響がないと判断した場合にのみ廃止を許可することができる。ただし、一時保育室の整備助成を受けた施設についての取扱いは、次の各号のとおりとする。
 - （1）横浜市一時保育整備費補助金の交付を受けて整備した一時保育室
補助金を返還する場合を除き、財産処分の制限期間内は一時保育のために維持しなければならないこととし、通常保育室に認可変更するなどにより事業を廃止すること

はできない。

(2) 横浜市民間保育所建設費等補助金で一時保育室整備の加算を受けて整備した一時保育室

次の条件を全て満たす場合は、一時保育室の通常保育室への認可変更を認めることとする。

ア 一時保育事業を継続すること。

イ 認可変更の協議にあたり、区長と十分に協議を行うこと。

ウ 認可変更にあたり、認可定員の増員変更を行うこと。

3 事業を廃止するにあたっては、事前に保護者へ周知し、保護者の不都合とならないよう十分に配慮すること。

(事務取扱等)

第13条 事業実施者は、原則として保育・教育施設グループウェアにより、第9条から第12条第1項までに規定する届出を行わなければならない。

2 前項のとおり届け出ることが困難な場合は、第1号様式から第5号様式により、届け出ることができる。

(こども青少年局長への通知)

第14条 区長は、第9条から第12条までに規定する届出を受理したときは、当該届出の写しをこども青少年局長に提出することとする。

(児童家庭の状況等の把握、面談)

第15条 事業実施者は、安全で安心な保育を提供するために必要な限りにおいて、児童及び家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 保護者は、実施施設が保育を実施するうえで必要となる児童及び家庭の状況等について、事前に事業実施者に情報提供するよう努めるものとする。特に、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第3条に規定する児童である場合や、配慮が必要な事柄がある場合には、必ずその旨を知らせ、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている児童については、その写しを提出すること。

3 保護者は、一時保育事業の利用を希望するにあたり、横浜市一時預かり・病児保育WEB予約システムを通じて、面談申込を行い、事業実施者と日程調整を行うこと。

4 事業実施者は、事業休止中の場合を除き、一時保育事業の利用希望者から面談申込があった場合は、原則、面談を実施すること。

(利用者の記録の整備)

第16条 事業実施者及び市長は、横浜市一時預かり・病児保育WEB予約システムにより、利用者の記録を整備し、その事由、利用日時、保育期間等を明らかにしておくものとする。

(利用申請)

第17条 保護者は、その事由、利用日時等を、事業実施者の定める方法により、事前に事業実施者に申請するものとする。また、第4条ただし書きに該当する児童については、利用中の家庭的保育事業者から利用・休業証明書(第6号様式)により休業等の証明を受け、当該様式を実施事業者に提出するものとする。

- 2 事業の利用申請は、事業実施者の定めるところにより、当該年度の年度末まで利用申請（非定型保育のみ）をすることも差し支えないものとする。
- ただし、年度末までの利用申請を受け付ける数は、一時保育の受入枠の一部とする。

（利用の辞退）

第18条 事業の利用を辞退しようとする保護者は、事前に事業実施者に申請するものとする。利用申込をした保護者が、事業実施者が定めた期日までに辞退の申請をすることなく利用しなかった場合には、事業実施者はあらかじめ保護者の同意を得たうえで、その利用申込の内容どおりに利用した場合に支払うべき利用料等（給食・おやつ代、時間外保育を設定している場合には時間外保育利用料及び夜間一時保育時間を設定している場合には夜間一時保育料を含む。）の額を上限として、保護者からキャンセル料を徴収することができる。

（利用の可否の決定）

第19条 事業実施者は、利用申請を受理したときは、この要綱及び利用希望日の受入れ状況等に基づき審査し、利用の可否を決定する。また、必要に応じて、利用要件に該当することを証する書面を保護者に求めることができる。

（利用の可否の通知）

第20条 前条の決定を行ったときは、事業実施者は、保護者にその旨を通知するものとする。

2 利用不可の決定を行った場合で、その後の申し込み状況等の変化により利用可能となったときは、事業実施者は、保護者にその旨を通知するものとする。

（費用負担）

第21条 事業実施者は、事業の実施にあたって、保護者に利用料等（給食・おやつ代、時間外保育を設定している場合には時間外保育利用料及び夜間一時保育時間を設定している場合には夜間一時保育料を含む。以下同じ）を求めることができる。なお、利用料を算定する際の利用時間は30分単位で算定する。また、利用時間で発生する30分未満の端数においては、切り上げて算定し、10円未満の利用料については切り上げて算定する。

2 前項の利用料等のうち、時間外保育利用料以外は、別表1及び別表2に定めるガイドライン（上限額）を超過しないこと。時間外保育利用料については、事業実施者があらかじめ定め、保護者に明示しなければならない。

3 利用料等以外の実費負担は、事業実施者があらかじめ定め、必要に応じて保護者に負担を求めることができる。

4 利用料等及び利用料等以外の実費負担については、事業実施者があらかじめこれを定め、区長に届け出るとともに、保護者に明示しなければならない。

（費用負担の減免）

第22条 事業実施者は、次の各号に該当する利用の場合、前条第1項に規定する利用料等（ただし、給食・おやつ代・時間外保育料については第6号及び第7号の減免の場合を除いて除外）について、減免しなければならない。

（1）保護者が横浜市民であって、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する児童であること。

（2）保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が横浜市民であって、直近の市民税

が非課税の世帯に属する児童であること。

- (3) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が横浜市民であって、地方税法の規定による市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満である世帯に属する児童であること。
- (4) 保護者が横浜市民であって、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による受給資格者認定を受けたものが監護する児童又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年12月横浜市条例第55号）による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けた児童であること。
- (5) 保護者が横浜市民であって、事業内容が緊急・リフレッシュである多胎児と確認できた児童であること。なお、多胎児のうちの一人での預かりについても対象とする。また、多胎児のきょうだいは対象外とする。
- (6) 家庭的保育事業を利用中の児童であって、かつ利用している家庭的保育事業者が休業する際に代替保育ができない場合に行う緊急保育であること。
- (7) 保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業を利用している児童並びに横浜保育室を利用中の児童であって、利用施設の休園等やむを得ない事由により保育の提供を受けることができない場合に行う緊急保育であること。
- (8) 自然災害等により被災した世帯に属する児童であること。

2 前項第1号、第2号、第4号、第5号及び第8号の利用料等は、実施時間の利用料、及び夜間一時保育時間を設定している場合に徴収できる夜間一時利用料については全額を減免とする。また、前項第3号においては実施時間の利用料総額の3分の2を減免とする。なお、減免額の10円未満の端数は切り捨てることとする。また、前項第1号から第5号において、給食・おやつ代については別表1に定めるガイドライン（上限額）を超過しないこと。前項第6号及び第7号の利用料等は、利用料、時間外保育料、及び給食・おやつ代を全額減免とする。

3 第1項の減免を受けようとする保護者は、第1項各号に該当することを証する書面を利用日より前または利用日当日に事業実施者に提出しなければならない。対象であることを証明する書類の例は別表3のとおりとする。なお、減免適用開始日は、書面を事業実施者に提出した日の属する月の1日とし、減免適用開始日以降の利用については、既に支払った利用料も減免の対象とする。

4 第1項第1号に定める生活保護法による被保護世帯、及び第4号に定めるひとり親世帯については、前項に定める手続きにより、減免対象となった日の属する月の1日から第1項に定める減免を適用し、既に支払った利用料については、過年度分も減免の対象とする。

（はじめてのおあずかり券）

第23条 事業実施者は、保護者が横浜市「はじめてのおあずかり券」交付事業実施要綱に基づくはじめてのおあずかり券の利用を希望する場合、第21条の規定にかかわらず無償で一時保育を体験する機会を提供する。

（保育室等）

第24条 保育室は、本要綱第5条第2号ただし書きの場合を除き、専用保育室をもって充てることとする。また、遊戯室及び屋外遊技場等は、保育実施児童と共同で使用して差し支えないものとする。

（従事職員等）

第25条 従事職員には、事業を専ら担当する保育士を1人以上配置する。なお、この当該保育士については、一時保育事業に従事している時間においては、他の補助金等の給付等を受けてはならない。

- 2 職員配置は、事業の児童、保育実施児童及びその他の保育所等利用児童の日々の総数から算定される、横浜市保育士配置基準を満たすこと。ただし小規模事業保育において小規模保育事業の事業類型に応じ、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年条例第47号）に規定するとおりとする。
- 3 実施施設には、利用児童数にかかわらず、事業に従事する職員として常時少なくとも保育士資格を有する者を含む2人の職員を配置しなければならない。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができる。
- 4 事業実施者は、必要に応じて事業担当者以外の職員が事業に従事できるよう体制を整えるものとする。この場合において、保育実施児童を含め利用児童の処遇に支障がないよう留意すること。
- 5 第2項の規定にかかわらず、事業専用保育室の区画があり、当該保育室にて一時保育事業を行う場合は、専ら一時保育事業に従事する職員として、乳幼児の年齢及び人数に応じて配置する保育従事者のうち、保育士を2分の1以上とすること。また、保育士資格を有しない保育従事者は「子育て支援員研修」地域保育コース＜地域型保育＞または＜一時預かり＞研修を修了した者であること。

（健康管理）

第26条 継続的な利用が見込まれる児童の健康診断は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（平成23年厚生省令第127号）第12条に基づいて実施すること。

- 2 前項以外の児童については、申請時に児童の健康状態等を十分に聴取する等、児童の保育に支障が出ないように十分留意すること。

（安全確保）

第27条 児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。

- 2 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。
- 3 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。

（個人情報保護）

第28条 事業実施者は、事業の実施に際して得られた個人情報について、適正に管理し、他に漏らさないこと。事業廃止後も同様とする。

（関係書類の保存）

第29条 事業実施者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

第三章 余裕活用型事業実施

（事業の種類及び内容）

- 第30条 保育所等としての利用児童数が利用定員に達していない場合に、利用定員の範囲内で一時預かり事業を実施する場合の事業の種類は余裕活用型とし、事業内容は第3条第1項各号に掲げるとおりとする。ただし、一般型と同時に実施することはできない。
- 2 事業実施者は、原則として第3条第1項各号に掲げる事業内容の全てを実施するものとする。ただし、地域状況や利用状況等の理由により、その事業内容を実施してもその効果が見込めないような場合には、一つ又は複数の事業内容を選択し、実施することができる。
- 3 前項ただし書きの場合は、事業実施者は、本要綱第9条又は第10条に規定する届出により、あらかじめ区長に届け出なければならない。

（実施の要件）

- 第31条 余裕活用型事業を実施する施設（以下「余裕活用型実施施設」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。
- （1）社会福祉法人等が設置する、横浜市に所在する保育所等であること。
- （2）事業を利用する児童と保育所等を利用している児童の合計は、利用定員を超えないこと。
- （3）事業実施者が社会福祉法人の場合は、当該事業を定款に明記していること。

（事業の実施時間及び時間外保育）

- 第32条 事業の実施時間は、保護者の利便性等を考慮したうえで、余裕活用型実施施設における開所時間のなかで、事業実施者が設定する。
- 2 前項の実施時間は、原則11時間以上とする。ただし、地域状況や利用状況等の理由により、実施しても利用が見込めないなど相当の理由がある場合等には、8時間以上11時間未満の実施時間を設定することができる。
- 3 事業実施者は、第9条に規定する横浜市一時保育事業実施届（第1号様式）に記載した実施時間を超える時間帯については、時間外保育を設定することができる。

（事業の廃止）

- 第33条 事業実施者は、事業を廃止しようとする場合は、事業を廃止しようとする月の前月10日までに、横浜市一時保育事業廃止届（第5号様式）により、区長に届け出なければならない。
- 2 事業を廃止するにあたっては、事前に保護者へ周知し、保護者の不都合とならないよう十分に配慮すること。

（保育室等）

- 第34条 保育室、遊戯室及び屋外遊技場等は、保育実施児童と共同で利用できるものとする。

（従事職員等）

- 第35条 職員配置は、児童福祉法施行規則第36条の35第1項第3号に定める設備及び運営に関する基準等を遵守すること。

(準用)

第36条 第3条、第4条、第6条、第8条から第11条まで、第13条から第17条第1項まで、第18条から第23条まで及び第26条から第29条までの規定は、余裕活用型事業実施について準用する。この場合において、第6条及び第14条第2項中「実施施設」とあるのは「余裕活用型実施施設」と読み替えることとする。

第四章 雑則

(その他)

第37条 本要綱に定めのない事項は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び関係法令、通知等に定めるところによるものとする。

附 則

(施行)

第1条 本要綱は平成20年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

(横浜市一時保育事業補助金交付要綱の廃止)

第2条 本要綱及び別に定める横浜市一時保育事業助成要綱の施行に伴い、横浜市一時保育事業補助金交付要綱は廃止する。

(経過措置)

第3条 本要綱施行の際、廃止前の横浜市一時保育事業補助金交付要綱の規定に基づいてなされる手続き等については、なお従前の例による。

附 則

(施行)

この要綱は、平成20年9月12日に施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日に施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行し、施行の日から適用する。ただし、第24条については、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年2月27日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 改正後の要綱は、平成27年4月1日から施行し、施行の日から適用する。ただし、第1条及び第2条における小規模保育事業に関する規定、並びに第27条から第33条までについては、平成27年5月1日から適用する。

- 2 前項ただし書きに関わらず、平成 27 年 4 月 1 日をもって横浜保育室事業から小規模保育事業へと移行し実施する余裕活用型については、施行の日から適用する。

(経過措置)

- 3 本要綱施行の際、改正前の横浜市一時保育事業実施要綱の規定により作成された様式は、なお当分の間これを適宜修正の上使用することができる。
- 4 本要綱施行の際、本要綱の改正前になされた手続その他の行為は、この要綱による施行後の要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 改正後の要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

(経過措置)

- 2 本要綱施行の際、改正前の横浜市一時保育事業実施要綱の規定により作成された様式は、なお当分の間これを適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 改正後の要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

(経過措置)

- 2 本要綱施行の際、改正前の横浜市一時保育事業実施要綱の規定により作成された様式は、なお当分の間これを適宜修正の上使用することができる。

- 3 本要綱施行の際、本要綱の改正前になされた手続その他の行為は、この要綱による施行後の要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和 6 年 2 月 7 日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 21 条）

利用料等のガイドライン（上限）として、次のとおり定める。

日 額	3 歳未満児	2,400 円（ 1 日 ・ 1 人あたり）
	3 歳以上児	1,300 円（ 1 日 ・ 1 人あたり）
時 間 単 位	3 歳未満児	300 円（1 時間 ・ 1 人あたり）
	3 歳以上児	160 円（1 時間 ・ 1 人あたり）
給食・おやつ代	全 児 童	合計 500 円（ 1 日 ・ 1 人あたり）

※日額料金は、8 時間を超えた利用について適用するものとする。

ただし、半日単位や短時間保育の設定をする場合は、一時間あたりの金額が時間単位のガイドラインを超えないものとする。

※給食・おやつ代には、18 時 30 分を超えて利用する児童に係る夕おやつ又は夕食代を含まない。

別表 2（第 21 条）

夜間一時保育利用料のガイドライン（上限）として、次のとおり定める。

時 間 単 位	3 歳未満児	380 円（1 時間 ・ 1 人あたり）
	3 歳以上児	200 円（1 時間 ・ 1 人あたり）

別表 3（第 22 条第 3 項）

対象であることを証明する書類の例

被保護世帯	保護（開始）決定通知書、生活保護受給証明書、休日・夜間等診療依頼証
市民税非課税世帯 市町村民税所得割合算額が 7 万 7,101 円未満世帯	世帯全員分の市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書
ひとり親世帯	児童扶養手当証書、福祉医療証
多胎児（緊急・リフレッシュ利用のみ）	母子健康手帳、住民票
利用している家庭的保育事業者が休業する際に代替保育ができない場合に行う緊急保育	利用児童の保護者から提出を受けた利用・休業証明書（実施要綱第 6 号様式）
保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業を利用している児童並びに横浜保育室を利用中の児童であって、利用施設の休園等やむを得ない事由により保育の提供を受けることができない場合に行う緊急保育	休園施設が保護者に発行する書類により、「自園で保育できないこと」を確認

横浜市一時保育事業実施届

年 月 日

横浜市 区長

事業実施者（所在地）
（名 称）
（代表者職名）
（代表者氏名）

横浜市一時保育事業実施要綱に基づき、一時保育事業実施届を提出します。

1 実施施設名称等

施設名称			
所在地	〒 TEL 045ー ー 横浜市 区		
施設種別	☐ 保育所 ☐ 認定こども園 ☐ 小規模保育事業		
	☐ 家庭的保育事業		
施設の面積	. m ²	建物の構造	
専用保育室の有無	☐ 有 ☐ 無	※1 専用保育室の規模	. m ²
一時保育の利用定員	合計 人	※1 専用保育室を有する場合は記入すること。	

2 事業実施内容

事業開始日	年 月 日		
	☐ 継続 ☐ 新規（特定子ども・子育て支援施設等確認申請書を要提出）		
事業目的の定款への記載	☐ 有 ☐ 無 ※社会福祉法人が緊急保育、リフレッシュ保育を実施する場合は、定款への記載が必要。		
事業の種類	☐ 一般型 ☐ 余裕活用型		
実施事業内容	☐ 非定型的保育 (実施しない事業がある場合、その理由)		
	☐ 緊急保育		
	☐ リフレッシュ保育		
受入年齢	〔下限〕 歳児クラスから		※受入下限が0歳児クラスの場合は、 月齢等を記入→
	〔上限〕 歳児クラスまで		
保育の実施場所	☐ 専用保育室 ☐ 各保育室 ☐ その他（ ）		
事業を実施する曜日	☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土		
実施時間	平日	時 分 ～ 時 分 (時間)	
	土曜	時 分 ～ 時 分 (時間)	
時間外保育の時間 (実施時間を超える 時間帯のみ記入)	平日	☐ 朝 時 分 ～ 時 分 (時間)	
		☐ 夕 時 分 ～ 時 分 (時間)	
	土曜	☐ 朝 時 分 ～ 時 分 (時間)	
		☐ 夕 時 分 ～ 時 分 (時間)	
夜間一時保育時間	平日	時 分 ～ 時 分 (時間)	
	土曜	時 分 ～ 時 分 (時間)	

3 利用料等

※2適用時間を記入のこと。 ※3実施要綱第21条第1号に規定する世帯等

年齢区分	1時間あたり利用料	給食代	おやつ代	時間外利用料 ※2							
				※2朝	：	～	：	※2夕	：	～	：
3歳児未満	円	円	円	円				円			
3歳児以上	円	円	円	円				円			
その他の保護者から徴収する実費及び備考											
右欄には、上記のほか徴収する実費分や、利用料を別の方法で設定する場合に、その方法及び利用料などを具体的に御記入ください。											

4 事業担当保育士の内容

職員の定数	人
-------	---

職務の内容	事業担当保育士
氏名	
資格又は免許の有無等	☐ 有 ☐ 無 種類() (年 月 日取得)
勤務経歴	年 か月

職務の内容	事業担当保育士
氏名	
資格又は免許の有無等	☐ 有 ☐ 無 子育て支援研修受講済 ☐ 種類() (年 月 日取得)
勤務経歴	年 か月

職務の内容	事業担当保育士
氏名	
資格又は免許の有無等	☐ 有 ☐ 無 子育て支援研修受講済 ☐ 種類() (年 月 日取得)
勤務経歴	年 か月

職務の内容	事業担当保育士
氏名	
資格又は免許の有無等	☐ 有 ☐ 無 子育て支援研修受講済 ☐ 種類() (年 月 日取得)
勤務経歴	年 か月

職務の内容	事業担当保育士
氏名	
資格又は免許の有無等	☐ 有 ☐ 無 子育て支援研修受講済 ☐ 種類() (年 月 日取得)
勤務経歴	年 か月

職務の内容	事業担当保育士
氏名	
資格又は免許の有無等	☐ 有 ☐ 無 子育て支援研修受講済 ☐ 種類() (年 月 日取得)
勤務経歴	年 か月

※要綱第23条第4項に定めた「子育て支援員研修」を修了した方を従事職員とする場合、資格、又は免許の有無等の欄、研修受講済みにチェックをして種類に「地域型保育」また「一時預かり」を記入してください。
 その場合、非定期利用が中心である一時保育事業の特性に留意し、研修内容を設定する必要がありますので、研修予定を記載してください。

5 定期利用の申込受付

- ☐ 定期利用を受け付けている
☐ 定期利用を受け付けていない

6 添付資料

- (1) ☐ 建物その他の設備の図面 ※3
 (2) ☐ 利用者向け案内又は料金表
 ※3. 一時保育専用区画を有する施設及び新規開始施設は添付必須。

7 備考(その他の記載欄)

【届出期限】 新規に事業を開始する前月10日まで 【提出先】 各区こども家庭支援課

横浜市一時保育事業実施内容変更届

年 月 日

横浜市 区長

事業実施者（所在地）
（名 称）
（代表者職名）
（代表者氏名）

横浜市一時保育事業実施要綱に基づき、一時保育事業実施内容変更届を提出します。

1 実施施設名称等

施 設 名 称	
所 在 地	〒 TEL 横浜市 区

2 事業実施内容（変更する項目について、変更前後の内容を記載すること。）

事業変更適用日	年 月 日	
	変 更 前	変 更 後
実 施 事 業 内 容	☐ 非定型的保育 ☐ 緊急保育 ☐ リフレッシュ保育	→ ☐ 非定型的保育 ☐ 緊急保育 ☐ リフレッシュ保育
受 入 年 齢	〔下限〕 歳児クラスから 〔上限〕 歳児クラスまで ※受入下限が0歳児クラスの場合は、 月齢等を記入→	→ 〔下限〕 歳児クラスから 〔上限〕 歳児クラスまで ※受入下限が0歳児クラスの場合は、 月齢等を記入→
保育の実施場所	☐ 専用保育室 _____ m ² ☐ 各保育室 ☐ その他（ ）	→ ☐ 専用保育室 _____ m ² ☐ 各保育室 ☐ その他（ ）
事業を実施する日	月・火・水・木・金・土	→ 月・火・水・木・金・土
実 施 時 間	平 時 分～ 時 分 土 時 分～ 時 分	→ 平 時 分～ 時 分 土 時 分～ 時 分
時間外保育の時間 （ 平 日 ）	朝 時 分～開始時刻まで 夕 終了時刻～ 時 分	→ 朝 時 分～開始時刻まで 夕 終了時刻～ 時 分
時間外保育の時間 （ 土 曜 ）	朝 時 分～開始時刻まで 夕 終了時刻～ 時 分	→ 朝 時 分～開始時刻まで 夕 終了時刻～ 時 分
夜間一時保育時間	平 時 分～ 時 分 土 時 分～ 時 分	→ 平 時 分～ 時 分 土 時 分～ 時 分

3 利用料等（変更する項目について、変更前後の内容を記載すること。）

3 歳 児 未 満	利用料	円/日	→	円/日
	給食代	円		円
	おやつ代	円		円
	時間外保育利用料	円/1h		円/1h
3 歳 児 以 上	利用料	円/日	→	円/日
	給食代	円		円
	おやつ代	円/1h		円/1h
	時間外保育利用料	円/1h		円/1h

【裏面あり】

4 事業担当保育士の内容（変更する項目について、変更前後の内容を記載すること。）

変 更 前			変 更 後	
職務の内容	事業担当保育士		職務の内容	事業担当保育士
氏 名			氏 名	
資格又は免許の有無等	☐ 有 ☐ 無 子育て支援研修受講済 ☐	→	資格又は免許の有無等	☐ 有 ☐ 無 子育て支援研修受講済 ☐
種類（	（		種類（	（
（	年 月 日取得）		（	年 月 日取得）
勤 務 経 験	年 か月		勤 務 経 験	年 か月

変 更 前			変 更 後	
職務の内容	事業担当保育士		職務の内容	事業担当保育士
氏 名			氏 名	
資格又は免許の有無等	☐ 有 ☐ 無 子育て支援研修受講済 ☐	→	資格又は免許の有無等	☐ 有 ☐ 無 子育て支援研修受講済 ☐
種類（	（		種類（	（
（	年 月 日取得）		（	年 月 日取得）
勤 務 経 験	年 か月		勤 務 経 験	年 か月

変 更 前			変 更 後	
職務の内容	事業担当保育士		職務の内容	事業担当保育士
氏 名			氏 名	
資格又は免許の有無等	☐ 有 ☐ 無 子育て支援研修受講済 ☐	→	資格又は免許の有無等	☐ 有 ☐ 無 子育て支援研修受講済 ☐
種類（	（		種類（	（
（	年 月 日取得）		（	年 月 日取得）
勤 務 経 験	年 か月		勤 務 経 験	年 か月

5 定期利用の申込受付（変更後の選択肢にレ点）

- ☐ 定期利用を受け付けている
☐ 定期利用を受け付けていない

6 変更理由等（人事異動等による事業担当保育士の内容の変更については記載不要）

--

7 添付資料

- (1) ☐
(2) ☐

※その他参考資料（利用者向け案内や料金表等）があれば、添付してください。

8 その他の変更点

--

【届出期限】 変更月の前月10日まで 【提出先】 各区こども家庭支援課

横浜市一時保育事業休止届

年 月 日

横浜市 区長

事業実施者（所在地）
（名 称）
（代表者職名）
（代表者氏名）

横浜市一時保育事業実施要綱に基づき、一時保育事業休止届を提出します。

1 実施施設名称等

施 設 名 称	
所 在 地	〒 TEL 横浜市 区

2 事業休止日

年 月 日

3 休止する理由

--

(第4号様式)

横浜市一時保育事業再開届

年 月 日

横浜市 区長

事業実施者(所在地)
(名称)
(代表者職名)
(代表者氏名)

横浜市一時保育事業実施要綱に基づき、一時保育事業再開届を提出します。

1 実施施設名称等

施設名称	
所在地	〒 TEL 横浜市 区

2 事業再開日

年 月 日

【届出期限】 再開月の前月10日まで 【提出先】 各区こども家庭支援課

横浜市一時保育事業廃止届

年 月 日

横浜市 区長

事業実施者（所在地）

（名 称）

（代表者職名）

（代表者氏名）

横浜市一時保育事業実施要綱に基づき、一時保育事業廃止届を提出します。

1 実施施設名称等

施 設 名 称	
所 在 地	〒 TEL 横浜市 区

2 事業廃止日

年 月 日（事業を実施する最終日の日付）

3 廃止理由

--

利 用 ・ 休 業 証 明 書

一時保育事業実施施設 施設長 様

次の児童は、当家庭的保育事業を利用していることを証明します。
当家庭的保育事業の休業日を証明します。

年 月 日

<家庭的保育事業者>

住 所

氏 名

連絡先TEL ()

児 童 氏 名	ふりがな	ふりがな
生 年 月 日	年 月 日生	年 月 日生
利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
住 所	区	
保 護 者 氏 名		
家庭的保育事業 休 業 日	年 月 日～ 年 月 日	
休 業 の 理 由	☐ 急病 ☐ 家庭的保育者現任研修 ☐ その他 () により、補助員による代替保育ができないため。	

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。